令和２年度水道水定期水質検査結果

～安全・安心 那覇市の水道水～

- 水道法第20条第1項では、水道事業者に対して毎日検査を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。
- 那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を実施し、供給する水の安全性を確認しています。
- 下記に令和2年度に実施した水道水の全基準項目検査結果を掲載しています。詳しい検査結果や最新の結果については、上下水道局ホームページで公表しています。なお、下表の検査結果は、紙面の都合上、採水場所10か所中、5か所の結果を掲載しています。
- 上下水道局が行った全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。

法定基準項目

■表中の＜[数値]は、[数値]未満の意味です。

番号	項目名	水道水質基準等	検査結果（給水栓水） 県企業局西原浄水場系統 末吉公園	緊多川交番	小禄南風公園	県企業局北谷浄水場系統 ちゅらまち公園	壺川中公園	備考
1	一般細菌	100 個以下/mL	0	0	0	0	0	微生物
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	無機物質・金属類
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.04	0.04	0.04	0.41	0.40	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.016	0.017	0.016	0.074	0.075	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	一般有機物質
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0001	0.0001	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.014	0.011	0.017	0.0048	0.0054	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.004	0.005	<0.002	<0.002	<0.002	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.014	0.013	0.016	0.019	0.021	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0006	<0.0005	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.047	0.041	0.055	0.044	0.048	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.006	0.004	0.006	<0.002	<0.002	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.017	0.015	0.019	0.011	0.012	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.0023	0.0023	0.0028	0.0094	0.0099	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	金属類
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.055	0.057	0.055	0.035	0.034	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.001	0.001	0.002	0.007	0.004	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	16.4	16.8	16.8	20.7	20.4	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	22.5	22.2	22.3	29.5	29.3	無機物質
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	24.6	25.2	25.7	74.7	71.5	
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	86	90	85	162	154	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	有機物質
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	臭気物質
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	有機物質
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46	有機物（全有機炭素の量）	3 mg/L以下	1	1.1	1.1	0.9	0.9	
47	ｐＨ値	5.8 以上、8.6 以下	7.5	7.5	7.6	7.5	7.4	基礎的性状
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5 度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
51	濁度	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
上記水質基準項目検査結果の判定			水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	
	遊離残留塩素	0.1 mg/L以上（注）	0.7	0.8	0.5	0.6	0.6	衛生的措置

（注） 残留塩素の基準は、水道法第22条に基づく「衛生上の措置」のための基準です。

※なお。PFOS等については、4月及び8月に測定した結果、北谷浄水場系統にて7ng/L～17ng/L（暫定目標値 50ng/L）となっています。
また、PFOS等の結果については那覇市上下水道局ホームページにも記載しています。（PFOS等とはPFOS及びPFOAの合計値）

【お問い合わせ】配水課　TEL 941-7806

給水装置の修繕区分

給水装置ってなに？

給水装置とは、配水管（上下水道局が布設）から分岐（取り出し）した給水管及びこれに直結している水道メーター、給水栓（蛇口）等の給水用具のことをいいます。【下の図では貯水槽に入るまでの部分が給水装置】

給水装置の修繕区分は一般住宅とアパート、マンション、商業施設や公共施設等では違いがあります。

◇一般住宅は、局メーターで修繕区分が分かれ公道側は上下水道局で修繕します。

◇アパート、マンション、商業施設や公共施設等は公私境界線で修繕区分が分かれ公道側は上下水道局で修繕します。

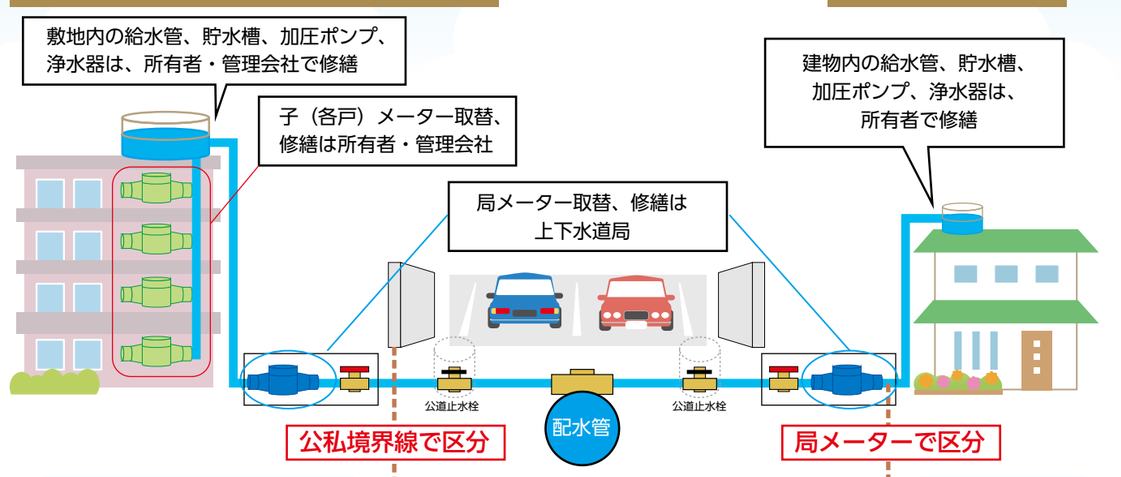

排水設備の修繕区分

排水設備とは、家庭から出る汚水（台所・洗面所・風呂やトイレなど）を公共下水道等に流入させるために必要な個人管理の排水管、桝、その他の排水施設です。

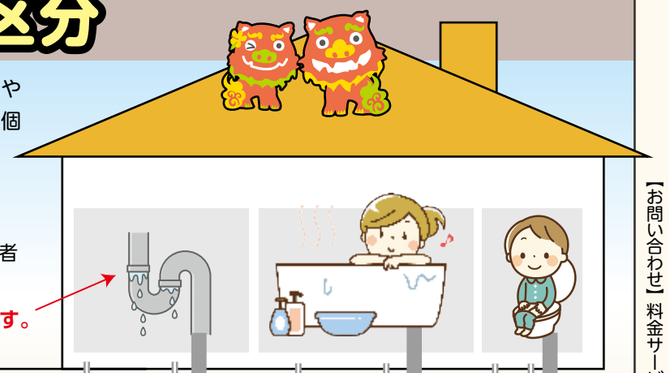

排水設備は所有者の財産です！

トイレや風呂などから公共汚水桝までの排水設備は所有者の財産です。

排水設備のつまり等の修繕費は所有者負担となります。

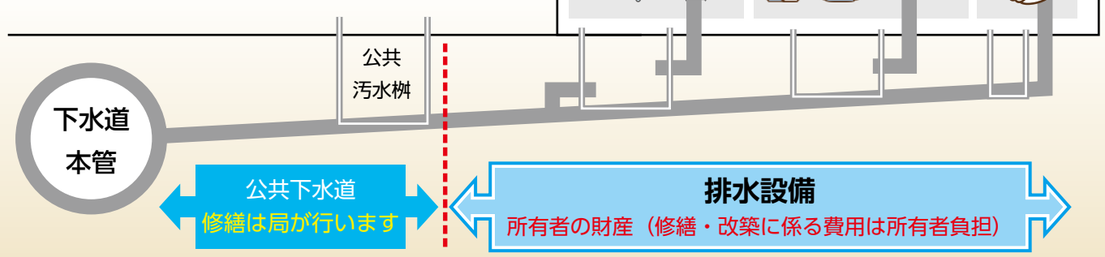

悪質業者にご注意ください！ 上下水道局の委託業者と偽り、宅地内の点検・修理等をし、代金を請求してくる業者が見受けられます。那覇市上下水道局は、個人の給排水設備の点検・修理などの業者委託はしておりません。

【お問い合わせ】料金サービス課　TEL 941-7810

水道水は　毎日検査で　安全安心！